4月から、国民健康保険制度 が変わります

平成27年5月27日に「持続可能な 医療保険制度を構築するための国民 健康保険法等の一部を改正する法 律」が成立したことにより、国民健

康保険制度が改正されます。

問保険年金課国民健康保険係(☎ 042 - 387 - 9833

制度改革後の国民健康保険の運営について

これまで市町村ごとに国民健康保険の運営を行ってきましたが、4月から は都道府県も市町村とともに保険者となり、国民健康保険の運営を行います。

市町村が個別に運営

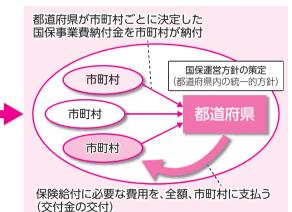
市町村

市町村

市町村

【改革後】

都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



制度改革によって変わること

■都道府県単位での資格管理

これまでは他市町村へ住所異動した場合、資格喪失となりましたが、 4月以降は同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合には、資格喪 失とはならず、資格が継続されます。

ただし、異動先の市町村において、被保険者証が発行されますので、 これまで通り被保険者証の交付手続きが必要です。

■保険証等の様式変更

4月以降は都道府県も市町村とともに保険者となることから、保険証 等の様式が変わります。

ただし、現在交付されている保険証等については、記載されている有 効期限までは引き続き使用することができます。

■高額療養費の多数回該当に係る該当回数の引き継ぎ

これまでは他市町村に住所異動した場合、国民健康保険の資格を喪失 するため高額療養費の該当回数は通算されませんでしたが、4月以降は 同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合、世帯としての継続性が 認められれば、同一都道府県内での住所異動は資格喪失とならないた め、高額療養費の該当回数を引き継ぐことになります。

制度改革後も変わらないこと

替で納付) ※普通徴収

の方は、

仮徴収は

めることが困難な学生の方に

保険料の納付が猶予され

納税通知書の送 固定資産税・

付

都

市計画税

収入が少なく、

保険料を納

平成30年度

毎年度申請が必要です】

舎3階242-87

19821)

加問資産税課

(市役所第二庁

(納付書や口座振

ありません

市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦 4月以降もお住まいの市町村で手続きします。また、保険税(料)につ

認し、年額を決定します。

明書、社会保険・厚生年金資

できるもの(離職票、退職証

通知書等)。借地

借家人が

閲覧する際は、

併せて借地・

転免許証、健康保険証、納税

日本人を確認できるもの(運

| 必要書類等 ▽ 退職日が確認

格喪失証明書など)▽年金手

る書類(賃貸借契約書等)

借家人であることを確認でき

このため、4・6・8月の

-月~12月)の所得状況を確

前年分(平成29年

となる方の保険料

(税) は

柷が特別徴収(年金天引き)

原保険料および国民健康保険

平成30年度の後期高齢者医

る早割)の4月分が5月

に引き落とされます。

¥無料(借地・借家

人および

降も可能です

【退職した方 (0歳未満)

は

縦覧期間後の閲覧は

は有料)

国民年金の手続きを】

は毎月納付

(当月末振替によ

口座振替の方は、

前納また

時4月2日(月)

5月31日

通

(木) ※閲覧は、

6月1日以

後期高齢者医療保険料

から

納付書が郵送されま

を有する代理人

収4・6・8月は仮徴収期

国民健康保険税の特別徴

課・徴収、保健事業などを実施しますので、各種申請や届け出などは、 いても、お住まいの市町村に納めます。

特別徴収は、

前年度の保険料

行う「仮徴収」になります。

(税)額により仮の徴収額で

【学生納付特例は

【平成30年2月に特別徴収と 原則として、仮徴収額は、 なっていた方]

同額です。 平成30年2月の特別徴収額と

【平成30年4月から新たに特 別徴収となる方) 仮徴収額は、平成29年度の

生証または在学証明書▽印鑑 る学生納付特例があります。 合は、再度申請が必要です。 続き平成30年度も希望する場 必要書類等▽年金手帳▽学 平成29年度に申請し、 、引き

9844) 役所第二庁舎2階☎42−87 回保険年金課国民年金係

の方です。

(償却資産は固定

資産税のみ)

施してい

として実 入を財源

衛に全事を

税額の計算方法等について

地・家屋・償却資産をお持ち

30年1月1日現在、

市内に土

課税対象となるの

のは、平成

送します。

5月1日に納税通知書を発

平成30年度課税台帳の

資産の評価額等が閲覧できま ご自分の土地・家屋・償却

合計額を差し引いた額です。

回保険年金課国民健康保険係

7月に決定する平成30年度保

(税)

の年額から仮徴収

なお、10月以降の徴収額は

収額となります。

6分の1が1回当たりの仮徴 年間相当額保険料(税)の約

図 納税義務者とその同居の親 本人の委任状を有する代理 の閲覧ができます ハ。借地人は当該土地、借家 八は当該家屋およびその土地 納税義務者

34

平成30年度

国民年金保険料

齢者医療係

(縦覧)

4月からの国民年金保険料

1万6千34円(付加込み

管理人、納税者本人の委任状 対納税者と同居の親族、 等を縦覧できます。 市内の土地や家屋の評価額

共済給付事業と

問地域安全課防災消防係(♂

被保険者の方に、日本年金機

第1号被保険者、任意加入

は1万6千74円)です。

納税管理人、

2

勤労者福祉サー センター会員募

共済給付事業や福利 所では対応が難しい などの福祉事業を支援する団 勤労者福祉サービスセンタ は、中小企業の個々の事業 心厚生事業 く従業員の

【閲覧】 閲覧・縦覧帳簿の縦覧

器具・備品等のことです ※償却資産とは、 ことができる構築物・機械・ **過**資産税課 が、その事業のために用いる 納税通知書をご 経営者など 387 1 9 8 し確認くだ

ビス

放送時間が変更

ふれあいメロディーの

を活用 し、消防団の防火衣を配備し

ました。

メロディー」(定時放送)の 放送時間が変わります。 ■放送時間午後5時(4月~ 4月1日から、「ふれあい

時日時

所場所

内内容

講講師

対 対象

助成事業

松花红鹭巷。

定定員

年度コミ

ユニティ

る平成29

宝くじ

¥費用

持持ち物

ンターが宝くじの受託事業収

申申し込み

問問い合わせ 他その他

利用助成、バスツアーなどに 労者と事業主、市内に居住 員として加入しています。 対市内の事業所に勤務する勤 内
い事業所、
千
級人の方が会 参加費助成も行っています。 平成30年3月1日現在、市 健康診断や人間ドックの

として、(一財)自治総合セ 宝くじの社会貢献広報事業

防火衣を配備 宝くじの助成金で

(2042 – 387 – 215215)

¥500円 (月額) <mark></mark>勤労者福祉サービスセンタ

る勤労者 し、市外の中小企業に勤務す

種施設の利用割引、宿泊費補 か、福利厚生事業として、各 保険金、死亡弔慰金などのほ